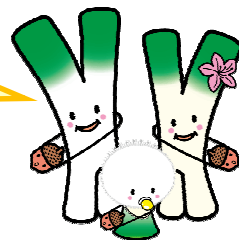


米子市 不育治療費等助成事業のお知らせ



米子市では、保険適用外の不育症（妊娠はするけれども、流産や死産を繰り返す状態）の治療を行った方に治療費用等の一部を助成しています。※検査のみは対象外です

○対象者

申請時に米子市に住所を有する方（本人か配偶者）で、(公社)日本婦人科学会の会員である産婦人科専門医が所属する医療機関で不育症の診断を受け、不育症の治療を行った方
※本人か配偶者いずれか一方のみ

○助成金額 下記費用の1/2 ※上限10万円/年度

- ・不育治療に要した**保険適用外の医療費**
（入院時の差額ベッド代、食事代等その他の不育治療等に直接関係のない費用は除く）
- ・「不育治療費等実施医療機関証明書」の発行に係る費用
- ※鳥取県が助成する不育症検査など、他の地方公共団体から助成を受けているものは助成対象外

○申請期限

不育治療の終了日から1年間（令和7年4月1日以降に治療を終了された方）
※できるだけ早めの手続きをお願いします

○申請に必要なもの

- ①米子市不育治療費等助成金交付申請書兼請求書（申請窓口やホームページにあります）
- ②不育治療費等実施医療機関証明書（申請窓口やホームページにあります）
※治療を実施した医療機関に記載してもらってください
- ③不育治療に係る領収書（原本）※確認後、「申請済」印を押印のうえ返却します
- ④申請者及び配偶者の住民票（米子市に住所のある方は省略できます）
- ⑤振込先の口座番号が確認できるもの（通帳など）

○申請窓口 米子市健康対策課（ふれあいの里3階）



米子市ホームページ

■申請の流れ

①不育症の診断

②治療終了

③交付申請

④審査・決定

米子市不育治療等費助成事業のお問合せ先

米子市健康対策課

米子市錦町一丁目139番地3 ふれあいの里3階
☎0859-23-5468 FAX0859-23-5460



鳥取県 お問合せ先

米子保健所 健康支援総務課

米子市萩町一丁目160番地
鳥取県西部総合事務所2号館3階
☎0859-31-9319



鳥取県西部不妊専門相談センター はぐてらす

（ミオ・ファティリティ・クリニック内／相談時間 月・水・金 10:00～17:00、火・木・土 10:00～12:00）
鳥取県では不妊や不育症に悩む方がどなたでも気軽に相談できるよう不妊専門相談センターを開設しています。
相談内容によって不妊カウンセラー、助産師などが様々な方法で対応しています。相談料は無料です。
一人で悩まず、まずは不妊専門相談センターにご相談ください。

Tel 0859-35-5209 e-mail seibufuninsoudan@mfc.or.jp ※面談相談、Zoomによる相談は要事前予約